よいた —町だより—

（題字は町長内山大三筆）

No.3 昭和39年5月1日発行

発行・与板町役場
新潟県三島郡与板町大字与板甲163
電話・与板400
編集・総務課
印刷・新潟プロセス印刷株式会社

◎ 与板土木出張所開所
新出張所開設に際して ……所長 八木虎男
◎ 昭和39年度の予算きまる
今年の町のだいどころは、

与板土木出張所開庁

4月18日、塚田知事を迎えて よろこびの開庁式が、盛大に挙行されました

ひとり、与板町だけでなく、三島郡こぞって待望の与板土木出張所が四月一日から発足いたしました。

去る四月十八日には、与板小学校で、開庁式が行なわれましたが、

知事は、「地元の強い要望によって、与板土木出張所を開設し、優秀な職員を配置したから、今後の活動に期待してほしい」と力強く式辞を述べられ、亘代議士・田中大蔵大臣（代理）外山県会議員県建設業協会長・郡町村会長・郡議長会長さん方の祝辞があり、

最後に、地元として、町長が「土木出張所開設に際しての、県議会の御厚意に、知事並びに深く感謝申上げます。

今後は、平場の僻地といわれる、この地方の汚名を、一日も早く返上できますよう、予算づけなど、特段の御配意をいただきたい」と、お礼と、お願いを申上げ、参会者一同、よろこびの万才を三唱して、幕をとじました。

↑ 着席の知事と挨拶する与板町長

→ 式場

土木出張所所在地

村上・新発田・新津・津川・新潟・三条・長岡・小千谷・十日町・六日町・柏崎・安塚・高田・糸魚川・相川・与板

与板土木出張所の開設に際して

三島郡大部の要望に応えて、四月一日から、従来の長岡土木出張所与板分所を、与板土木出張所として新規開設をみましたことは、地元発展の面からも、又県土木行政円滑化の見地からも、非常に意義深いものがあると思います。

四月二日は、塚田知事直筆の看板を掲げ、引続き十八日開庁式を経てこゝに実質的出発をみた次第であります。

しかし、何分にも新規世帯とでもいいますか、内容の充実強化並びに体勢の整備が追いつかないため、未だ他の土木出張所同様の機能状態には立ち至っておりませんが、一日も早く整備充実を推進して、開設の趣旨に添うことを当面の最大急務として、全員一致努力しつゝあります。

当出張所の人員及び現機構、道路、橋梁、河川等の現況、並びに昭和三十九年度事業概要について述べますと、次の通りであります。

一 人員 所長を含め職員三十六名（内長岡土木建築係兼務二名）他に臨時雇用者九名（事務・技術・運転手・補修員）

二 機構
庶務課（徳永課長）
庶務係（ 係長他）
用地係（ 係長他）
建築係（吉井係長他）
工務課（小竹第一課長）
（高杉第二課長）
補修係（小竹課長係長兼務、他）
第一工務係（横尾係長他）与板町・三島町の全工事
第二工務係（小滝係長他）寺泊町・和島村の全工事
第三工務係（倉崎係長他）出雲崎町・海岸・寺泊港
車両関係
現有 乗用車一・ワゴン一・ジープ一
近日中に取あえずモーターグレーダ並びにトラック各一台宛配属予定
注・各係とも、道路橋梁関係は、小竹第一課長河川砂防海岸港湾は、高杉第二課長担当

三 道路・橋梁・河川等の現況
1. 道路・国県道路線数二十三線・百五十一粁
2. 橋梁・永久橋三十三橋木橋六十八橋
3. 河川・適用準用河川数十四・九十七粁
4. 砂防・砂防河川七、地上区域四
5. その他・寺泊港、出雲崎港、海岸、都市計画

四 昭和三十九年度事業概要（見込を含む）
1. 公共事業・四十一ヶ所六億九千六百二十万円
2. 単独災害・二十三ヶ所五千九百五十万円
3. 県単工事・百二十ヶ所四千五百万円
計百八十四ヶ所、八億七十万円

以上概略みましても、現状は尠なくない土木事業ともいいますが、「平場の僻地」等の有難くない、たとえ言葉は、土木事業の立おくれを意味する比重がかなり大きいもののように思われますので、各地元におかれては出来得る限り建設面にも施策の重点を向けられて新設出張所の建全育成、並びに事業の円滑遂行に積極的御協力をお願いいたします。

尚、所在地与板町におかれましては、財政面、その他御苦心多々あることと思いますが、当出張所が一人前になるまで、率先手を引いていたゞくとともに、面倒なことも何かとお取まとめ下さるよう、特にお願いする次第であります。

（塚田知事揮毫の看板と八木虎男所長）

常備消防の発足間近か!!

懸案の常備消防が、近く発足することになりました。

五月中旬からは、万全の態勢となりますが、みなさんからも御協力をお願いします。

発足のねらい
1. 法律の改正により、市街地人口五千人以上はどうしても、常備部をおくことになった。
2. サイレンをならすことによって、団員全部が出動し、無駄な労力が多かったので、これをなくする。
3. 見物人が多く、消防活動に支障があるのでこれをなくする。
4. 何時でも、とび出せるように待機し、火災を最小限にくい止める。
5. 常に警戒にあたり、火災を未然に防ぐ。
6. 各家庭の防火指導を強化する。

運営の方法

昼間～運転手一名、機関要員二名が常勤し、火災通報があったときは、非常ベルで最寄の団員、又は役場職員を召集して出動する。（大災害のおそれがあると予測した場合はサイレンをならす）

夜間～運転手一名、機関要員一名、団員二名、計四名が常勤し、火災通報をうけたときは、昼間に準じて出動する。

※火事や緊急のときは電話「一一九番」（常備部）へ通報して下さい。

※常備部（分室）と現場の連絡は、無線でします。

交通安全宣言

与板町役場は、去る四月十日、「我我町職員は公僕としての自覚と品位を保ち、且つ一般住民の範たるに努めるべきであり……」卒先して、交通の違反、及び事故防止に努力します。と交通安全宣言をいたしました。

5月19日!! 新潟国体旗リレー 与板町を通過

6月6日、新潟市で開催される、第19回国民体育大会の大会旗が、山口県から、新潟へ入る途中、次の順路で、与板町を通過します。

このリレーの選手は、与板町で編成します。

歓送迎の方法は、町内委員長さんを通じて改めてお願い申します。

1. 岩 方発・午後3時13分→水 門
2. 水 門発・〃 3時24分→与板橋
3. 与板橋発・〃 3時33分→分室前
4. 分室前発・〃 3時43分→上町角
5. 上町角発・〃 3時46分→堤下角
6. 堤下角発・〃 3時49分→山 沢
7. 山 沢発・〃 3時55分→槇 原
8. 槇 原発・〃 4時01分→三島町

春の交通安全運動

5月11日～5月20日

「あーまたか、それは新潟か長岡の話で、俺達には、たいして関係ない」と軽く片づけないで、もっと身近かな問題として、次のことをじっくりと考えてみましょう。
1. 道路に物をおかない。
2. 右側通行の徹底。
3. 自転車の無灯火・二人乗りはしない。
4. 児童・幼児に対する安全確認。

消費した、たばこの本数によって、たばこ消費税が町へ還元されます。

昭和三十九年度には、このけむりの中からの収入を約四百万円と見込んでいます。

これは、町税総額の十一パーセントにあたり、町民税・固定資産税につぐ、大切な財源です。（二ページの町税内訳参照）

ニコチンの含有量
朝日・二、一パーセント
バット・二、四〃
いこい・二、五〃
ピース・二、六〃
新生・二、七〃
ハイライト・二、二〃
ひかり・一、八〃

俳句

悠揚と 鳶の弧をかく 花ぐもり 雉波

おどるが如き 娘の縄とびや 花ぐもり

一枚を 脱いで三月の 風にあう 耕沙子

卒業証 くりかえしよむ 子の名前

与板町は、昭和三十八年度において「**結核予防対策事業の成績が極めて優秀であった**」として、財団法人・結核予防会総裁・秩父宮妃殿下から表彰をうけることができました。

これは、結核予防に対する、日頃のみなさんの心がけと、検診など、町の計画に寄せていただいた御協力が実を結んだものと思いますので、みなさんとともに、およろこび申上げます。

四月二十四日町長が上京して、晴れの表彰状をいただいて参りましたので、御報告いたします。

今後とも、結核だけに限らず、予防衛生全般にわたって御協力をいただきますよう、お願いいたします。

祝 与板土木出張所開庁

株式会社 中元組
取締役社長 中元栄造
新潟県三島郡寺泊町
電話（寺泊）四八番・六八番・一〇七番

株式会社 曙建設
取締役社長 田尻正之助
本社 長岡市坂之上町一丁目六ノ二
電話（長岡）② 四一二〇番
与板出張所 新潟県三島郡与板町柳之町
電話（与板）一六七番

東北建設株式会社
取締役社長 佐々木佐敏
本社 新潟県南蒲原郡中之島村
電話（中条）二番
与板出張所 新潟県三島郡与板町下町
電話（与板）四五八番

株式会社 松井組
代表取締役 松井弘
本社 新潟県南蒲原郡中之島村
電話（今町）一三一番
与板出張所 新潟県三島郡与板町長町
電話（与板）七三番

新発田建設株式会社
取締役社長 渡辺清
本社 新発田市清水谷
電話（新発田）代表三七八七番
与板出張所 新潟県三島郡与板町安永町
電話（与板）二三番

田辺砂利合資会社
代表者 田辺武雄
本社 長岡市脇川新田町
与板出張所 新潟県三島郡与板町舟戸町
電話（与板）二四六番

昭和三十九年度の予算きまる

一億一千八百万円で

町の車がうごき出しました

三月定例議会は、去る三月十二日に、招集され、同二十四日までの間、本会議・協議会・各委員会と、真剣に審議が重ねられました。

こゝで議決された議案は、昭和三十九年度予算をはじめ、二十八議案でしたが、その大要についておしらせいたします。

昭和三十九年度の町の台所は、約一億一千八百万円で、やりくりすることになりました。

昭和三十八年度の現在予算額は、約一億三千五百万円ですので、これにくらべますと、八十七、六パーセントにあたります。

又、町のくるまを一年間動かすために、町民一人あたりにしますと、約一万三千六百円の経費がかかるということになります。

隣の三島町では、一人あたり約一万三千九百円の割合になっています。

収入をおおまかな種類別にみますと、左のグラフのような割合になっていますが、地方交付税として、国から交付される分が、全体の四十パーセント（四千七百七十万円）、ついで、町税として、みなさんから負担していただく分が、三十一パーセント（三千六百二十万円）となっています。

以下、国の補助金などで、十五パーセント（一千七百三十万円）、残りの十四パーセントは、財産運用、寄附金、預金利子などとなっています。

このうち、**町税だけについて**みますと、町民一人あたり約四千百七十円の負担となり、税別の負担割合は、次のグラフのとおりであります。

支出の内訳を性質別にみますと、下のグラフのような割合になります。

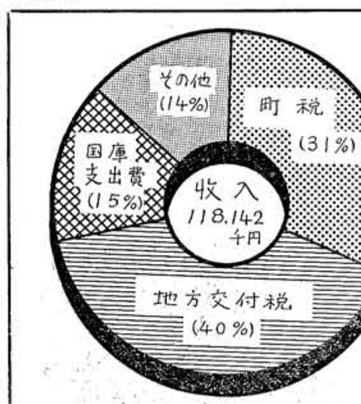

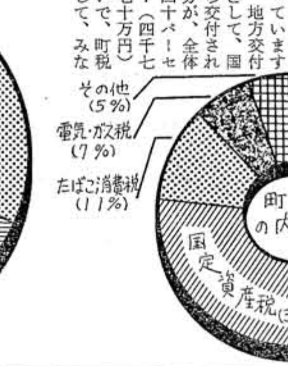

総務費（二千二百二十万円）は、役場を運営するための人件費から、紙一枚にいたるまでの一切の経費ですが、新規には企画のための経費が、町総合開発計画樹立の意欲をのぞかせており、又広報活動の経費も、新しく計上されました。

消防費（四百八十万円）の中には、従来の経費のほかに、常備部の費用が追加されております。

教育費（一千四百十万円）の中の新規事業としては、この度制定された条例により、与板小学校の、完全給食施設の基金として積立てるために、百万円が計上されており又、社会教育担当職員を設置するために必要な経費や、県立与板高等学校体育館建設負担金百五十万円も計上されております。

災害復旧費（一千三百七十万円）は、土木災害復旧のための費用ですが、本与板万才閣道路と、堰の入七曲り道路を、完全に復旧するため計上されたものです。

その他の八パーセント（九百七十万円）は主として衛生関係や、失業対策のために支出されるものです。

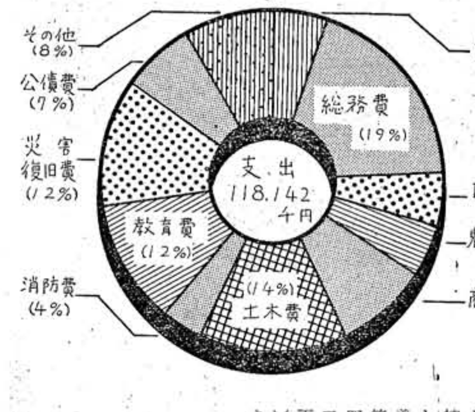

与板町文化財保護条例が、新しく制定されました。

これは、与板町にある重要な文化財（たとえば徳昌寺遺跡の火焔型土器など出土品や、関守、又は無形文化財など）を、「与板町文化財」として指定し、保存と有効な活用をはかるための条例であります。

与板町文化財調査審議会設置条例が制定になりました。これは、文化財保護条例によって、教育委員会が、文化財を指定するときなどに、諮問する機関のことを規定しています。

与板小学校給食施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例が制定されました。

これは、与板小学校給食施設を完全給食施設に完備するために、基金を設置することをきめた条例です。

積立てようとする基金の総額は、三百万円ですが、これをもととして、昭和四十一年度を限度にできるだけ早く設備することになっています。

与板町監査委員条例ができました。これは、町の金が正しく使われているか、どうか、経理のしかたに誤りがないか、どうかなどを監査するために、監査委員の制度をきめた条例です。

手数料徴収条例の一部が改正されました。この改正によって、印かん証明や、転出証明などの手数料が五十円に、又家屋台帳や、更正図などの閲覧手数料が三十円になりました。

町税条例が一部改正になりました。町だより—二号—におしらせしましたとおり、今回の改正によって、固定資産税の税率が従来の百分の一、五から、標準税率の一、四に、都市計画税の税率が百分の〇、一五から、〇、一四に夫々引下げられました。又、町民税の課税方式は、昭和四十年度から本文方式に統一される予定でありますが、

本年度は特例により、基礎控除のほか、税額控除を廃して、扶養控除（第一人目四万円、二人目以下三万円）となります。

国民健康保険特別会計の予算は、総額二千八十二万五千円と決定いたしました。

収入の内訳をみますと国の補助金が、全体の約半分、五十一パーセント（一千六十八万八千円）となっています。

保険税として、被保険者のみなさんから負担していたゞく分は、全体の四十七パーセント（九百七十三万七千円）にあたり、この二つが収入の大部分です。

保険税は、1人当り 1,770円、1世帯当り 7,840円の割り。

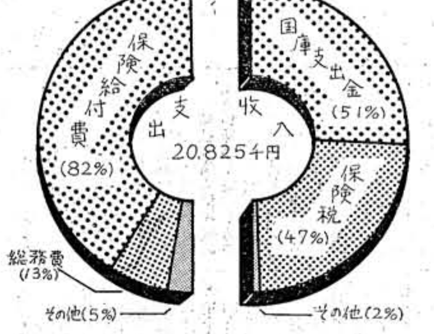

支出の内訳は上のグラフのような割合になっております。

御覧のとおり療養給付のために使われる金が八十二パーセント（一千七百六万四千円）で、あと、事務のための経費が十三パーセント（二百六十七万円）、その他保険施設費などに、五パーセントという割合で、支出されます。

尚、昭和三十九年度においては、国保加入の世帯を、一千二百四十、被保険者数を、五千四百八十と推計しており、受診率は、約三百三十八パーセント、つまり、一人が一年間に三回強、お医者さんにかゝるものとみています。

水道を使用するためには年間、一千五百万円の費用が必要です。

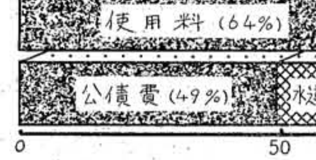

町の上水道普及率は、九十四、五パーセントですが、この人達が、一年間水道の水を使用するために、一千五百二万円の費用が計上されました。

収入の主なるものは、使用料の六十四パーセント（九百五十五万円）で、これは、給水一世帯あたり、年平均、五千四百七十円づゝ負担していただくことになります。

支出の中で主たるものは、施設の資金として借入れした、長期融資の元利が、四十九パーセント（七百四十万円）、水道事業を運営するための人件費や、維持管理費が三十パーセント（四百四十二万円）、となっています。

尚、町の水道（水）一トン（五石五斗）あたりの必要経費は、昭和三十七年度で、四十四円でしたが、今年度は、四十円位にコストを下げたいと研究しています。

まわりのいい水道メーター？

水あかなどで性能がおちたメーターを順々に取りかえています。

新しいメーターをつけますと、「まわりがよ過ぎる」と、よくいわれますが、これは、計量法によって、検定済のものを使用していますし、出る水の量より余計にまわるという事はありません。

申出があれば調査はしますが、今までのが、まわりが悪く、新しいのが正しくまわっているのですから、御了解をいただきたいと思います。（水道係）

あとがき

町だより—三号—を、お届けいたします。

この号は、与板土木出張所の開庁と、新年度予算の特集号ということで編集してみました。

いよいよ、田んぼの仕事がはじまりました。豊作のよろこびが、秋のこのたよりにのるような年にしたいものと念願しています。

祝 与板土木出張所開庁

合資会社 中村組
代表社員 中村昭
新潟県三島郡与板町南新町
電話（与板）三三番・三四番

有限会社 辰口組
取締役社長 石黒辰次郎
新潟県三島郡与板町中川岸
電話（与板）三三二番
（夜間）四二七番

有限会社 坂田組
代表社員 坂田昭治
新潟県三島郡与板町稲荷町
電話（与板）三六九番

与板ファイバー工業株式会社
取締役社長 大谷地松平
本社工場 新潟県三島郡与板町六〇一
電話（与板）六五番
東京出張所 墨田区横川橋五の一
電話 六二三一—七五一番
ファイバードラム営業所 豊島区椎名町二ノ一九
電話 九五一—一九四五番
四七八〇番

久保誠電気興業株式会社
取締役社長 久保誠吾
本社 長岡市台町二ノ五四
電話②二七③三五〇
与板営業所 新潟県三島郡与板町中町
電話（与板）五三番
与板工場 新潟県三島郡与板町長町
電話（与板）三七〇番
東京出張所 北区滝野川町七ノ三三
電話 九八一—三七七九